

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第67号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(死体取扱手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号の作業 <u>取り扱った死体1体につき</u>1,600円</p> <p>3 略</p> <p>(緊急な呼出し時における特例)</p> <p>第22条 職員（管理又は監督の地位にある者のうち人事委員会が定めるものを除く。）が、正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し人事委員会が定める特別な事情の下で作業に従事した場合における第3条第1項、第5条第1項、第7条第1項、<u>第8条第1項</u>、第16条第1項、第17条第1項又は前条第1項の手当の額は、それぞれ第3条第2項若しくは第3項、第5条第2項、第7条第2項若しくは第3項、<u>第8条第2項若しくは第3項</u>、第16条第2項、第17条第2項又は前条第2項に定める額に勤務1回につき1,240円を加算した額とする。</p> <p>附 則</p>	<p>(死体取扱手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号の作業 <u>作業に従事した日1日につき</u>1,600円</p> <p>3 略</p> <p>(緊急な呼出し時における特例)</p> <p>第22条 職員（管理又は監督の地位にある者のうち人事委員会が定めるものを除く。）が、正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し人事委員会が定める特別な事情の下で作業に従事した場合における第3条第1項、第5条第1項、第7条第1項、第16条第1項、第17条第1項又は前条第1項の手当の額は、それぞれ第3条第2項若しくは第3項、第5条第2項、第7条第2項若しくは第3項、第16条第2項、第17条第2項又は前条第2項に定める額に勤務1回につき1,240円を加算した額とする。</p> <p>附 則</p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例に基き、公安委員会規則又は人事委員会規則が制定実施されるまでの間は、なお従前の例に</u></p>

よる。

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(東日本大震災の被災地における作業に係る死体取扱手当の特例)

2 職員が東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の被災地において第8条第1項第2号の作業に従事した場合における同条第2項及び第3項の規定の適用については、平成24年3月31日までの間、同条第2項第2号中「1,600円」とあるのは「1,600円（取り扱った死体の数が10体以上であった日については、3,200円）」と、同条第3項中「前項第2号」とあるのは「附則第2項の規定により読み替えて適用する前項第2号」とする。

(東日本大震災の被災地における作業に係る災害応急手当の特例)

3 職員が東日本大震災の被災地において第18条第1項第3号又は第4号の作業に従事した場合における同条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項第3号中「840円」とあるのは「1,680円」と、同条第3項第1号中「前項第3号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えて適用する前項第3号」とする。

4 職員が東日本大震災の被災地において第18条第1項第3号又は第4号の作業に引き続き5日以上従事した場合の同項の手当の額は、同条第2項及び第3項の規定にかかわらず、前項の規定により読み替えて適用する同条第2項第3号に定める額に、その額の100分の100に相当する額を加算した額とする。

5 第18条第1項に規定する場合のほか、職員が次に掲げる作業に従事したときは、災害応急手当を支給する。

(1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業

(2) 前号に規定する区域の周辺の区域であって、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項の規定により読み替えて適用する災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定により警戒区域に設定された区域（警戒区域が設定されるまでの間の当該区域を含む。）において行う作業

(3) 前号に規定する区域の周辺の区域であって、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定に

より読み替えて適用する災害対策基本法第60条第1項の規定により避難のための立退き又は計画的な立退きを指示された区域（指示があるまでの間の当該区域を含む。）において行う作業

(4) 第2号に規定する区域の周辺の区域であつて、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用する災害対策基本法第60条第1項の規定により屋内への退避を指示された区域（指示があるまでの間の当該区域を含む。）において行う作業（前号に掲げる作業を除く。）

6 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業のうち人事委員会が定める施設内において行うもの 5,000円

(2) 前項第1号の作業のうち前号に掲げるもの以外のもの 20,000円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額）

(3) 前項第2号の作業のうち屋外において行うもの 10,000円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）

(4) 前項第2号の作業のうち屋内において行うもの 2,000円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）

(5) 前項第3号の作業のうち屋外において行うもの 5,000円

(6) 前項第3号の作業のうち屋内において行うもの 1,000円

(7) 前項第4号の作業 2,500円

7 職員が1日に前項各号の2以上の作業に従事した場合は、これらの作業のうち手当の額が最も高いものみに従事したものとみなす。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第2項第2号及び第22条の改正規定並びに附則第4項の規定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）附則第2項から第7項までの規

定は、平成23年3月11日から適用する。

(手当の内払)

- 3 新条例の規定を適用する場合においては、改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された手当は、新条例の規定による手当の内払とみなす。

(経過措置)

- 4 平成24年4月1日前に警察職員の特殊勤務手当に関する条例第8条第1項第2号の作業に従事した職員に支給する死体取扱手当の額は、新条例第8条第2項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。